

熊本市議会手話通訳実施要綱の一部改正案 新旧対照表

表内の下線部は改正部分

熊本市議会手話通訳実施要綱（平成31年2月14日制定）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（目的）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（手話通訳を行う会議）</p> <p>第2条 手話通訳を行う会議は、本会議<b>及び予算決算委員会（分科会を除き、モニター放映を行う会議に限る。以下「本会議等」という。）</b>とする。</p> <p>（手話通訳者の配置及び実施）</p> <p>第3条 議長は、<b>本会議等</b>が開かれるときは、手話通訳者を配置するものとする。</p> <p>2 手話通訳者は、2人1組による配置を基本とし、議長が指定する場所において、交代で手話通訳を行うものとする。</p> <p>3 議長は、<b>本会議について手話通訳を行う場合には、</b>議会中継のインターネット配信のほか議場における傍聴者においても手話通訳の映像が視聴できる環境を整えるものとする。</p> <p>（委託）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>（人権の尊重等）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（その他）</p> <p>第6条 （略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（手話通訳を行う会議）</p> <p>第2条 手話通訳を行う会議は、本会議_____とする。</p> <p>（手話通訳者の配置及び実施）</p> <p>第3条 議長は、<b>本会議</b>が開かれるときは、手話通訳者を配置するものとする。</p> <p>2 手話通訳者は、2人1組による配置を基本とし、議長が指定する場所において、交代で手話通訳を行うものとする。</p> <p>3 議長は、_____議会中継のインターネット配信のほか議場における傍聴者においても手話通訳の映像が視聴できる環境を整えるものとする。</p> <p>（委託）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>（人権の尊重等）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（その他）</p> <p>第6条 （略）</p>

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。